

令和6年能登半島地震により全壊又は半壊後解体した建物の滅失の登記について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

金沢地方法務局では、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復旧・復興のため、令和6年能登半島地震により全壊した建物が多い地域について、当該建物の滅失の登記を、所有者からの申請によることなく登記官が職権により行う予定です。現在、実施時期等について検討しておりますので、具体的な計画が決まりましたら改めてお知らせします。

ご不明なことがありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

(注) 職権滅失登記について

建物が滅失したときは、所有者又はその相続人は、建物の滅失登記の申請をしなければなりません（不動産登記法第57条）。

金沢地方法務局では、令和6年能登半島地震の被害の大きさを踏まえ、全壊等している建物が多い地域について、震災復興の一助として、例外的に登記官の職権により滅失登記を行うものです（不動産登記法第28条）。

連絡先：金沢地方法務局不動産登記部門

電話 076-292-7810

音声ガイダンス番号〔職権滅失登記について〕1→5